

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年5月13日	友楽観光バス 株式会社(法人番号 3120101058559) 代表者 武末 則 弘	大阪府貝塚市森945番地	本社営業所	大阪府貝塚市森945番地	輸送施設の使用停止(240 日車)	道路運送法第27条第3項	令和7年10月16日及び同年12月22日、法令違反 の疑いを端緒として監査を実施。8件の違反が認 められた。(1)事業計画の変更認可違反【車庫と営 業所の距離】(道路運送法第15条第1項)、(2)「旅客 自動車運送事業輸送規則第21条第1項の規定に 基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び 乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示 第1675号)の遵守違反【未遵守】(旅客自動車運 送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1 項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務 【未受診】(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の実施 義務違反【未実施】(運輸規則第24条第1項、第2 項、第3項)、(5)業務の記録義務違反【記録事項の 不備】(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、 (6)運行指示書の作成等義務違反【記載事項等の 不備】(運輸規則第28条の2第1項)、(7)乗務員等台 帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】 (運輸規則第37条第1項)、(8)「旅客自動車運送事 業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導 及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第 1676号)による運転者に対する特別な指導及び適 性診断受診義務違反【受診なし】(運輸規則第38条 第2項)	28	24
令和8年5月29日	レインボーウィング 株式会社(法人 番号2120101057330) 代表者 李 強	大阪府堺市東区日置荘原 寺町107-4-106	本社営業所	大阪府堺市東区日置荘原寺町107-4	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年9月9日、同年12月11日及び同年12月19 日、新規許可を端緒として監査を実施。5件の違反 が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運 行の業務【未受診】(旅客自動車運送事業運輸規 則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の実 施義務違反【未実施】(運輸規則第24条第1項、第 2項、第3項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項 の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記 録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条 第1項、第2項、第4項)、(5)乗務員等台帳の作 成、備付け義務違反【記録事項等の不備】(運輸 規則第37条第1項)	4	4